

高知県社会福祉協議会 女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活等においてその能力を十分に発揮し、活躍できるよう、男性職員が積極的に家庭生活に参画できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率を、令和8年度末に至るまで60%以上を維持します。

＜取り組み内容＞

- 令和4年4月～ 育児に係る本会規程や制度の具体的な内容をまとめたハンドブックにより職員に周知する。
- 令和4年4月～ 配偶者の妊娠・出産を申し出た職員に対し、個別に制度内容等を説明し、育児休業取得を促します。

目標2：子どもが生まれた男性職員の育児参加休暇取得率を、令和8年度末までに100%にします。

＜取り組み内容＞

- 令和4年4月～ 育児に係る本会規程や制度の具体的な内容をまとめたハンドブックにより職員に周知する。
- 令和4年4月～ 配偶者の妊娠・出産を申し出た職員に対し、個別に制度内容等を説明し、育児参加休暇取得を促します。

3. 情報公表項目（令和4年3月1日現在）

（1）労働者に占める女性の割合 68%

（正規職員に占める女性職員の割合 47%、非正規職員に占める女性職員の割合 92%）

（2）令和3年度に採用した労働者に占める女性の割合 73%

（採用した正規職員に占める女性職員の割合 44%、採用した非正規職員に占める女性職員の割合 88%）

（3）男女の平均勤続年数の差異 8.1年